

障害のある児童が通う地域の学校への支援事業 実施要領

1 目的

世界保健機構(WHO)は「リハビリテーションは能力低下の改善のみでなく、高齢者や障害者の社会統合(インクルーシブ)の達成をも目指すもの」と定義している。

滋賀県立リハビリテーションセンターでは、高齢者、障害児・者のインクルーシブをめざし「地域包括ケアシステム」「共生社会」の構築実現に向け、各関係機関と連携しながら事業を進めているところである。

教育の現場でも、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が図られており、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築するための取り組みが行われている。

文部科学省においては、特別支援教育の充実を図るべくインクルーシブ教育システム推進事業のなかで外部専門家(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)との連携、活用を促している。

そこで当センターの理学療法士・作業療法士(セラピスト)が地域の学校の特別支援学級へ訪問し、在籍する児童の現状を把握したうえで、担当教諭に児の障害特性に応じた教育場面における助言を行うことにより、教諭が児の理解を深め、それによる指導の向上や指導方法の改善、さらに児の学校生活が充実するよう医療機関との連携や他機関と協働することにより、子ども達の支援ネットワークの形成を促進するものである。

2 実施主体

滋賀県立リハビリテーションセンター

3 実施期間

申し込み:令和6年6月~11月

評価訪問:12月末まで

必要に応じての再相談・再評価:令和7年1~3月頃

4 対象

県内小中学校の特別支援学級在学中で、肢体不自由により学習活動に問題を生じている児童生徒の担当教諭および特別支援教育コーディネーター

(この事業は学校・教諭に対する支援であり、児童生徒に対する治療を目的とするものではない。)

5 事業の内容

支援の流れ

(1)保護者の了解を受託、事業申込み

- ①児が在籍する学校において保護者の了解を得る。医療機関の受診がないか確認。
- ②学校からリハセン(077-582-8157)へ電話
- ③申込用紙に記入、必要な書類をあわせて郵送にて申込み。

* 児童が定期的リハビリテーション科を受診している場合は、その医療機関との連携を最優先する。

その医療機関と連絡を取るため、

- ① 家族に「医療情報の共有についての同意書」(様式2)に署名・押印頂き
- ② 同意する場合のみ「医療機関からの情報提供書」(様式3)を通院時などに同医療機関の担当セラピストに記入してもらい、申込書・同意書と合わせて学校から当センターに郵送する。

(県立小児保健医療センターは文書料の負担が発生します。(所得・保険の状況によって0~2500円)事前に保護者に了解を取ってください)

- ③ 同意が得られない場合は、内容によっては様々なリスクが生じるため、事業が行えない可能性があります。

(2)状況確認と訪問日程の調整

原則、先着順とするが、採択は相談内容を検討した上で行う。

応募数が相当数となる場合には、当センターおよび担当教諭により訪問に係る打合せを行う。

(3)県立リハビリテーションセンターによる学校訪問

- ①**現状の把握** 現状の学習環境、学習課題の内容・提供方法、それに対する適応状況から、現在の能力・機能および残存能力・機能に対する評価を行う。

- ②**具体的方法の検討と提案** 現在の機能・能力に応じた課題の選択・その提示方法や、今後獲得が期待できる能力・機能を引き出す方法を担当教諭と共に検討する。この際、以降の学習計画の参考となるよう、疾患によってはその障害特性の情報提供を行う。

学校でできる具体的な環境調整や対応を明らかにし、教授の方法を検討する。(必要に応じて学習道具の改造の検討等も含む。ただし、これにかかる費用は学校および対象児の個人負担とする。)

(4) 提案書の送付

訪問したセラピストから提案書(様式 5)の送付(訪問後約 2 週間程度内)を行う。

(5) 介入の実践

学校全体で取り組めるよう、提案事項を共有し、対象児童の担当教諭を中心に実践する。

(6) 担当教諭からの報告

提案した内容を学校において 2 ヶ月程度実践した後、担当教諭はその実施報告書(様式 4)を提出する。

(7) 再評価

提案内容を実践して、不具合などがあれば当センターは、再度訪問し再評価・再提案する。

(8) 報告

当センターは、年度末に取り組みをとりまとめ、新年度に県教育委員会特別支援教育課および訪問学校所管の市町教育委員会に報告する。

6 経費

訪問にかかる費用は、滋賀県立リハビリテーションセンターが負担をする。ただし、環境改善・備品の改良等に必要な費用や消耗品などの実費は学校及び個人負担、医療機関からの情報提供に伴う費用などは個人負担とする。

7 実施後の報告について

提案した内容・方法を2ヶ月程度取り組んだ後、その経過・結果・問題点・質問などを実施報告書(様式4)にてFAXまたは電子メールで提出すること。(5.事業の内容(6))

介入後に提案内容を継続しても担当教諭の困りごとが解決しない場合、再相談・再評価を行い、再報告を行う。(5.事業の内容(7))

8 協力・連携機関

県教育委員会特別支援教育課、市町教育委員会

9 留意事項

- * 1回につき児童は最大2名までとする。
- * 本事業を通じてこれまでに支援を実施した児童については、新たな課題が生じている場合を対象とする。
- * 原則、保護者への説明は担当教諭、特別支援教育コーディネーターを通じて行う。
- * 医療等関係機関・保護者からの情報は担当教諭が保護者の了承を得たうえで、事前に取得しておく。医療機関からの情報提供には費用が発生する可能性がある旨も事前に了承して頂いておく。
- * 申込時期は派遣者の調整が必要なため、実施日の1ヶ月前を目処とする。
- * 申込み用紙、実施報告書については、個人情報に記載されているため、取扱いについては十分留意すること。
- * 基本的には、お互いの協議のうえで決定いたしますが、特殊な状況(感染症などの発生、流行など)にある場合には当センターの判断のみで訪問を中止させていただくことがあることを、ご理解ください。